

隆寛作「法然上人伝」考

宇 高 良 哲

私は先年「新出の隆寛作『法然上人伝』について」と題して、新出の法然伝を紹介した。これは現在静岡県島田市千葉の天台宗寺院智満寺に現蔵されているものである。表には称讃浄土経が写経されており、その紙背を利用してこの本文は記入されている。この智満寺は金沢文庫の納富常天先生の御指導によると、比叡山の天台の教線が関東の伊豆山に伝えられる途中で、この智満寺を経由していることが文庫の史料から確認できるので注目される寺院であるとのことである。

この紙背の隆寛作「法然上人伝」は「法然上人伝」と仮称しているが、ここに記されているのは、法然上人の遠流赦免以降、帰洛入滅に至るまでの晩年の法然上人の伝記だけである。これらが編年体で、仮名交りの書き下し文で書かれている。そして全体が赦免帰洛以降一枚起請文授受と法然上人の遺跡としての浄華院に関する記述の二部構成になっている。この法然上人伝の成立について、前半の末尾の奥書を見ると、建暦二年（一二二二）三月二日の法然上人入滅直後に隆

寛が称讃浄土経の裏に書置いたと記されている。これをそのまま信ずれば、これは隆寛自筆の法然上人伝ということになり、現存法然上人諸伝中で最古のものということになる。しかしこの法然上人伝の記載を検討すると、天台の慈円のことを慈鎮と諡号で記している。慈鎮の諡号宣下は嘉禎三年（一二三七）であり、建暦二年（一二二二）当時には使われていない。更に隆寛の没年は安貞元年（一二二七）であり、隆寛在世中に慈鎮の諡号は使われておらず、隆寛の自筆でないことは明白である。すでに静岡県の文化財報告書が指摘しているように、後人の書写と考える方が妥当であろう。しかしこの法然上人伝は後人の書写したものであったとしても、全体の筆跡から見て戦国時代まで下ることはないはずである。書写年代は私の極めて主観的な判断となるが、鎌倉後期から室町時代にかけて、隆寛の形式に真似て称讃浄土経の紙背に、隆寛の門流、または天台系の僧侶によって書写されたものではないかと推定している。この法然上人伝は他の法然上人

諸伝には全く見られない古い伝承を伝えているように思われるが、ほとんど世間に流布した形跡がない。そのため隆寛の関係者以外にはこの法然上人伝を知り得なかったのではないかと思われる。

次に作者隆寛についてであるが、隆寛が法然上人伝の製作に深く係っていたことは、樺田良洪博士によって紹介された知恩講私記³をみても明白であり、彼がこのような法然上人伝を作っても不自然ではない。更に奥書に建暦二年二月晦日に法然上人のため五七日忌の追善供養を修したとあるが、この時の導師を隆寛が勤めていることは諸伝が一致している。

次にこの内容を他の法然上人伝と比較すると、前半は九巻伝の巻七の文章と非常によく似ている。九巻伝の巻七の本文にはいろいろな話しが増補されており、全文が一致するのはなく、抄出部分が一致するだけである。前半は四十八巻伝ともかなり似ている箇所がある。しかしこの法然上人伝（以後隆寛本とする）の特色は他の法然上人諸伝に全く見られない記述をもっている。一枚起請文の授受や法然上人の遺跡としての浄華院の記述はこの隆寛本にだけ見られるものである。

法然上人諸伝の中で一枚起請文に関する記述があるのは、この隆寛本と九巻伝と四十八巻伝だけである。まず一枚起請文の本文の相違点は、九巻伝以下の諸種の一枚起請文がいずれも「智者達の沙汰し申さるる観念の念にもあらず」として

いるのに対して、隆寛本は「智者達の沙汰し申さるる念仏にもあらず」としている。隆寛本の単なる「念仏」を諸本は「観念の念」と定義している。次の相違点は九巻伝以下が「皆決定して南無阿弥陀仏にて往生するぞとおもふうちにこもり候也」とあるのに対して、隆寛本は「皆決定して南無阿弥陀仏と申内に籠候也」と簡潔である。ここでも「往生するぞ」という語句がいつしか附加されたものであろう。最後に隆寛本だけに「建暦二年正月二十三日源空」と記されている。このように語句に二、三出入りはあるが、文章と内容は三本とも同一である。しかし前後の記述は隆寛本と他の二本とは全く異なる。九巻伝や四十八巻伝が起請文を伝書として特別扱いをして、源智ただ一人の相承を強調している。そして編者知恩院舜昌は知恩院と源智の正統性を主張している。これに対して隆寛本は源智・聖覚坊・花台坊、同行衆六人など多数の人々に起請文が与えられたと記している。しかもこの起請文は法然上人が日頃の教えを末世道俗のために一枚の書物にまとめたものであり、念仏修行者ならば誰でももらえたものであるといつて、起請文を特別な伝書として扱っていない。しかし隆寛本も源智が一枚起請文の伝授にあたり、門弟達の中で特別に優遇されていたことは認めている。しかし源智は相承した一枚起請文を翌日には川合法眼に渡している。更に信空も隆寛も角張入道も皆一枚起請文をもらっていたとあ

り、九卷伝や四十八卷伝のように源智一人が秘蔵していたとは記していない。この隆寛本の一枚起請文に関する記述は、当時の法然上人門下の動向や起請文の流布状態からみて、私にはかなり納得できるものであると考えられる。

法然上人の遺跡については、従来「念仏を修せんところハ、皆予か遺跡なるへし」として、特定の遺跡は定めなかったというのが通説になっている。隆寛本によると、法然上人は吉水隱通当時から御願所浄華院を預けられており、その中に十二光院を建立して、角張入道などの念仏聖を集めていたことがわかる。当時浄華院は天台宗の寺院であるが、法然上人が相承した法物や書籍が収められており、後世の人から見れば浄華院が自分の遺跡と思われるであろうと語られたと記されている。これをみると建暦二年当時浄華院は天台宗の御願寺であり、そこを預けられていたということは法然上人は念仏を標榜しながらも、現実生活は天台僧侶として振舞われていたことになる。それでは何故他の法然上人諸伝の中に浄華院の記事が全く見られないのであろうか。それは浄土宗開祖法然上人を顕彰する目的で編纂される浄土宗側の伝記の中に、これらの天台的な記事を収めることは不都合であり、法然上人伝の編纂過程で抹殺されてしまったのではないか、特に知恩院の正統性を主張しようとする九卷伝や四十八卷伝にはとても容認することができなかったのであらう。隆寛本は

特別な編纂意図を持たずに見聞したことをそのまま記述したためにこのような矛盾が生じたのではなからうか。天台的な色彩の強い隆寛にとつては当然の法然上人像であつたかもしれない。以上のような理由により、この隆寛本は初期の法然上人伝に比較して晩年の法然上人に関する記述が豊富であるが、隆寛の自筆とは認め難い。しかしその内容は隆寛の作つたものと認めてよからうとの結論に達した。

これに対して中井真孝氏は昭和59年の浄土宗教学大会で「新出の隆寛本法然伝について——宇高氏に尋ねる——」と題して拙論に疑問を提起され、つづいて「隆寛作『法然上人伝』に関する若干の問題——特に浄華院と一枚起請文をめぐる——」と題する論文を発表された。その中で浄華院は鎌倉後期の向阿が開山であり、法然上人在世当時には寺が存在しなかったこと、更に一枚起請文は源智相承が中心であり、それ以外の者に授与されたものはほとんど流布しなかったとされ、隆寛本の一枚起請文は奥書をもっているので、南北朝期以降のものであり、戦国期の道残本の一枚起請文にもっとも近いとされている。結論としてこの隆寛作「法然上人伝」は浄華院の正統性を主張すべく、同院所蔵の一枚起請文が源智相承とは別個の法然真筆本であること、そして法然が指定した遺跡であることの二つのことを述べるため、九卷伝をもとに隆寛の名をかりて作つた、いわば浄華院版法然伝に他なら

ないと主張されている。なお、中井氏は同論文の注18で、隆寛本は隆寛の門弟に継承された法然伝であり、浄華院がそれを吸収あるいは換骨奪胎した可能性を、私は否定しないという含みのある発言もされている。

昭和59年の浄土宗教学大会で中井氏の問題提起をうけて私が発表した通り^①、この隆寛作「法然上人伝」は、前述の如く、慈円のことを慈鎮と記しており、隆寛の自筆ではないことは明白である。この外にも写経の奥書に一部抹消の跡があり、伝記の内容が整いすぎているなど、私自身問題点があることを承知している。前記論文を発表する際にも長期間留保したのはこれらの疑問が解決できなかったからである。そのため前記論文では史料提供者の立場から書誌学的な発表に力を入れ、考証でできなかった私の主観的な疑問は研究者の障害になると思われたので割愛して、この隆寛本法然上人伝を肯定する立場で発表したものである。いずれ詳細は例証が取れ次第発表したいと考えているが、この法然伝の製作に浄華院の定玄が関与していたのではないかという推測を私はもっている。定玄は天台教学、特に戒律の専門家であり、この隆寛本法然上人伝では浄華院の戒灌頂の正統性が強く主張されている。また定玄は浄華院の一枚起請文にも深く係っている。定玄は晩年叡山の坂本の法蔵院に隠居している。浄華院の什物目録をみると、法蔵院に多くの史料が移されている。現在

この寺が廃寺となつていたので、ここから天台系の寺に史料が流出した可能性も考えられる。このような意味で中井氏から前述のような御批判が出たことは当然であろう。

以上のように私はこの隆寛本の信憑性に固執する気持はないが、中井氏の今回の発表の論旨には反駁する史料を有しているので私見を述べてみたい。本論では紙数の関係上細部の考証を省略せざるをえないが、近く「浄華院の成立年次考」と題して発表するので、そちらを併せて参照していただきたい。その史料とは今度私が新たに確認した浄華院の鎌倉・室町期の古文書廿三点である。従来多くの方々が浄華院の調査研究をされながらこれらの史料には触れられていない。この史料の詳細については前記論文を参照していただきたい。

中井氏の御指摘では浄華院の開山は向阿であり、乾元二年（一三〇二）三月十五日に専空が三条坊門高倉にある専修院を向阿に譲っている。更に元亨二年（一三二二）まで同所に専修念仏院が存在していた。ところが向阿は建武三年（一三三六）に示寂しているから、この間に専修念仏院が浄華院という名称に改められたものと思われる^②と述べられている。要するに浄華院なる寺名は元亨二年を遡らないのである。そのため法然上人と浄華院の関係はありえない。また皇室と浄華院の関係もありえないと主張されている。

今回私が確認した浄華院文書の中には土地の次第証文が多

い。この三条坊門高倉の地は建暦二年（一二二二）七月廿五日付の売券の四至と一致している。即ち後掲図表Aの部分である。この時点でこの土地を源氏女が亀石氏に売却しているのであり、建暦二年以前には同所に浄華院の前身とされる専修院は存在しなかったのである。とすれば隆寛本に記されている法然上人在世当時の御願所浄華院とは直接的な結び付きがないことになる。勿論、隆寛本が架空の浄華院を記している別であるが。

新出の浄華院文書の中で浄華院の名称がもっとも早く見られるのは、元弘三年（一一三三）九月廿三日付の亀山上皇の子恒明親王の令旨である。これによると元弘三年に浄華院は三条坊門高倉の地を管理していたことがわかる。この場所は四至をみると前記専修院の土地Aと新たに図表Bの部分を合わせた面積に拡がっている。しかもこの土地は後醍醐天皇の綸旨で安堵されたものを、恒明親王から先度の儀に任せて再度浄華院に寄附されている。恒明親王は貞和四年（一一四九）にも安楽寿院領越前国西谷庄を浄華院に寄附されている。「亀山院凶事記」をみると、西谷庄は恒明親王が相伝していることが裏付けられる。これらのことから考えて少くとも亀山院の時代にすでに寄附されていたものと思われる。亀山院の天皇在位は正元元年から文永十年（一二五九～七三）まで、没年は嘉元三年（一一三〇五）である。乾元二年（一一三〇三）の

専空讃状にも所領のことは記されておらず、専修院が御願所であったとも記されていないので、これらは浄華院に寄附されていたものではなからうか。つまり私は専修院と浄華院は本来別個の存在であり、三条坊門高倉に隣接して併立していたものを、向阿の時代に浄華院が専修院を吸収したのではないかと考えている。これ以外にも併立説を傍証する史料がある。中井氏は今回の論文では引用されていないが、以前の論文で引用されていた『三井統燈記』^③巻九、三井寺年表の正応元年（一二八八）の条に、「是歳是心出三井為浄華院開山上人」とあり、元亨二年（一一三二）以前に浄華院の名前が見られる。向阿は心を浄華院の開山としているが、これは浄土宗浄華院の開山という意味であろう。

次に中井氏は浄華院が皇室と交渉をもったのは土御門室町へ移転以降とされている。浄華院の移転は室町幕府の等持寺建立に伴うものであり、暦応二年（一一三九）である。もし前述の元弘三年（一一三三）の恒明親王の令旨が偽文書でなければ、浄華院は三条坊門高倉時代から皇室と密接な関係にあったことは否定できない。室町時代にもなお浄華院はかなりの皇室関係の所領を有していることが新出の浄華院文書で裏付けられる。これらの浄華院と皇室の結び付きは浄土宗固有のものとは思われないので、おそらく天台系の御願所浄華院が存在していたものと考えたい。その天台系の浄華院が、

向阿の時代に浄土宗に改められたので、それ以降浄土宗側の記録では、ことさら向阿開山を強調するのではなからうか。少くとも宗派の問題はともかく向阿以前に浄華院が存在しなかったとは思えないのである。

次に一枚起請文の授受では、私は多くの人々に、中井氏は源智を中心に渡されたと考え、基本的見解を異にするので、内容の検討は困難であるが、中井氏は奥書の有無による一枚起請文の分類で、隆寛本にもっとも近いのは戦国期の道残本であるとされている。私は道残本の先行本として前述の応永年間に活躍した浄華院定玄本があることを指摘しておきたい。しかし両本とも「観念の念」「往生するぞ」と記されており、私が隆寛本で指摘した特色はもっておらず、単純に奥書の有無だけで系統化されることには賛成できない。更に中井氏は隆寛本を浄華院版法然伝と考え、隆寛本の一枚起請文は浄華院所蔵の一枚起請文の正統性を主張するためのものであるとされている。しかしこれは天正十六年（一五八八）の道残の聖教目録に一枚起請文が見られるだけで、新出の天文八年（一五三九）の聖教目録や寛永十年（一六三三）、慶安二年（一六四九）の什宝目録には記されていない。これは道残固有の問題であり、浄華院が一貫して法然上人真筆の一枚起請文の存在を主張していたとは思われない。

以上の如く、私は中井氏のように隆寛作法然上人伝を浄華

院版法然伝と断定することにはためらいがある。私は若干の疑問を残しつつ編纂されていない初期の法然伝の可能性を追求してみたいと考えている。

- 1 『大正大学研究紀要』第69輯、昭和59年2月刊。
- 2 隆寛作「法然上人伝」の本文は（1）論文に全文翻刻すみ。
- 3 『静岡県の文化財』第2集、昭和38年3月刊、同書は後人の書写としてこの法然上人伝の内容は検討していない。
- 4 『日本歴史』第二〇〇号、昭和40年1月刊。
- 5 『仏教大学人文学論集』第18号、昭和59年12月刊。
- 6 『仏教論叢』第29号、昭和60年9月刊。
- 7 『大正大学研究紀要』第71輯、昭和61年2月刊行予定。
- 8 1 伊藤祐晃稿「清浄華院草創考」（『浄土宗史の研究』所収）。
2 中井真孝稿「中世の浄華院について」（『仏教文化研究』第22号、昭和51年11月刊）。
- 9 （8）→2 参照。（大正大学助教授）